

**令和8年度 児童福祉相談員 募集要項**

職務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待統計業務（パソコン入力業務や集計業務）</li> <li>・児童虐待に関する相談及び調査業務</li> <li>・関係機関との連絡調整業務</li> <li>・その他所属長が指示する業務</li> </ul>
募集人員	1人
募集対象	<p>以下の条件を満たしている方</p> <p>1 パソコン操作（エクセル、ワード等入力程度）が可能であること      2 普通自動車免許（A T限定可）を所持していること      3 児童福祉司任用資格、精神保健福祉士、社会福祉士の資格を有している場合、尚可</p> <p>なお、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。</p> <p>1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者      2 鹿児島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者      3 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>
勤務時間	<p>1 勤務日数      原則として月20日以内</p> <p>2 勤務日      月曜日から金曜日までに勤務日を割り振ります。      ※ 土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～翌年1月3日には勤務日を割りません。</p> <p>3 勤務時間      午前9時00分から午後4時30分まで（正午から午後1時まで休憩時間、勤務時間6時間30分）      ※ 所定勤務時間を超える勤務 有（業務都合により、勤務時間の割振りを変更する可能性や時間外勤務が発生する可能性があります。）</p> <p>4 休暇      年次有給休暇、特別休暇（有給・無給）</p>
勤務地	鹿児島県薩摩郡さつま町虎居704-2 鹿児島県北部児童相談所
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※ 採用後、原則として1月間は条件付採用期間となります。
給与支払日	原則として毎月7日（毎月末日締切翌月支払）
給与	<p>1 基本となる給料又は報酬      日額：7,900円～8,700円（学歴、職務経験を考慮の上決定）</p> <p>2 加えて支給される報酬      特殊勤務手当に相当する報酬      法令に規定する特殊な勤務に従事した日数に応じて、日額1,000円が支給されます。</p> <p>3 期末手当及び勤勉手当      勤務時間や任用期間等に係る一定の要件を満たす場合に支給されます。</p> <p>4 通勤手当（通勤にかかる費用弁償）      一定の要件を満たす場合に支給されます。</p>
退職金制度	無

加入保険等	雇用保険、社会保険 災害補償制度の適用あり。
住宅	無
応募方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>市販の履歴書（写真貼付、学歴及び職歴、志望動機を明記。）により、下記宛先まで持参又は郵送にて提出してください。（応募期間：令和8年2月4日（水）まで） ※ 郵送の場合は、令和8年2月4日（水）必着とします。</li> <li>書類選考の上、順次、面接日時等を連絡します。</li> <li>応募期間にかかわらず、採用者が決定次第、募集を締め切らせていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。</li> <li>選考の経過などについての問い合わせには応じられないものがありますので、あらかじめ御了承ください。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>いただいた応募に関する個人の情報は、本募集・採用に関することにのみ使用し、応募の秘密については厳守します。</li> <li>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として採用します。</li> <li>勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、翌年度及び翌々年度において、公募によらず面接及び勤務成績により選考を行い、再度任用されることもあります。</li> <li>原則、敷地内禁煙です。（喫煙は、特定屋外喫煙場所のみ可能です。）</li> </ul>

書類提出先及び問合せ先  
〒895-1811  
薩摩郡さつま町虎居704-2  
鹿児島県北部児童相談所  
総務係 担当 永倉  
TEL 0996-21-3150